

令和7年9月分から認可外保育施設の 保育料負担軽減の補助額等を拡充します。

江戸川区では、認証保育所を定期利用する児童の保護者に対する利用支援として、保育料の負担を軽減するための補助を実施しています。

今回、東京都における「第1子保育料無償化」の開始に伴い、本区においても令和7年9月分から「江戸川区認証保育所保育料負担軽減補助金」と「江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金」の補助額等の拡充を以下のとおり実施いたします。

なお、本補助額等の拡充に伴う事務手続き等の詳細については、令和7年8月中旬に区ホームページや認証保育所を通じてお知らせいたします。

補助内容

令和7年9月分から保育の必要性がある児童に対する補助額等を拡充します。
(補助の要件に変更はありません)。

利用児童の区分（注）			補助対象月	補助額の月上限		補助の種類
0歳～2歳	課税	第1子	4月～8月	37,000円		認証保育所 保育料負担軽減 補助金
			9月～3月	80,000円		
		第2子以降	4月～8月	50,000円		
			9月～3月	80,000円		
	非課税	4月～8月	8,000円	注2		
		9月～3月	38,000円			
3歳～5歳		第1子	4月～8月	(対象外)	注2	認可外保育施設 保育料負担軽減 補助金
			9月～3月	40,000円		
		第2子以降	4月～8月	20,000円		
			9月～3月	40,000円		

注 利用児童の年齢は、令和7年4月1日時点の年齢を適用します。

利用児童の出生順は、年齢を問わず生計を同じくする兄・姉から数えた順番を適用します。

注2 補助の対象となる費用は「保育料から国の無償化額を差し引いた後の金額」です。

国の無償化部分（施設等利用費）の請求は、本補助とは別に請求いただく必要があります。

【お問い合わせ先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
江戸川区 子育て支援課 施設利用給付係
直通 03-5662-1012

0歳～2歳



3歳～5歳



【区HP】